宮崎市告示　第 163 号

宮崎広域都市計画　道路の変更について

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和８年　３月１１日
宮崎市長　清山　知憲

記

１　都市計画の種類及び名称
　種類　宮崎広域都市計画　道路の変更
　名称　３・５・２号　学校通線

２　都市計画を変更する土地の区域
（追加する区域）
　なし

（削除する区域）
　宮崎市祇園一丁目、和知川原三丁目　の各一部

３　縦覧場所
　宮崎市 都市整備部 都市計画課

掲示終了　令和８年３月２５日